平成２１年（フ）第２４２号
北海道岩見沢市北２条西７丁目１番１号
コーポつるが２階左
債務者　杉森　直美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４４６号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲5013番地66
県営住宅１号棟207、旧住所埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字小林3797番地10
債務者　渡邉　京子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７９号
埼玉県川口市柳崎５丁目３番13号　プラザドゥセルリアン203号、申立時の住所さいたま市緑区松木３丁目８番地１
債務者　島田　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０３号
埼玉県川口市朝日２丁目14番８号　かねよしコーポ208号井上方
債務者　高橋　月男
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３４号
さいたま市南区大字太田窪2026番地１　ヒルズ南浦和105号
債務者　三浦　俊之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番８―104号
債務者　葉山　　登
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５９号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番８―104号
債務者　葉山　朝子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０２号
神戸市北区山田町上谷上字中ノ手67番地の１グリーンヒルズ102号
債務者　井筒　一之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１６号
神戸市東灘区住吉山手５丁目18番11号
債務者　松本　祥子（旧姓門口・小川・勝井）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６６号
神戸市兵庫区三川口町２丁目５番12―705号
債務者　樽本奈美江（旧姓津波古）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１５号
神戸市中央区東川崎町６丁目２番17号ハーバーキンキ305号、従前の住所神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―1308号
債務者　栗山　康子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１６号
神戸市垂水区桃山台１丁目17番地４―306号
債務者　沖　　伸崇
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１７号
神戸市長田区丸山町４丁目９番３号大田文化１階１号、従前の住所神戸市長田区本庄町８丁目２番９号渡辺ハイツ３Ｆ
債務者　甲田千代美（旧姓土岐）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1417番地
債務者　一ノ瀬幸夫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３３号
佐賀県武雄市朝日町大字中野6567番地１　市営中野住宅121号
債務者　田川　松吉
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３４０号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和577番地２
債務者　白浜万紀子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３４１号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地
債務者　渡島　秋美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部